

令和7年度県職員課題解決型DX実践研修（PBL）業務委託仕様書
業者選定基準

1 審査方法

- (1) 提出された企画提案書及びプレゼンテーションに対して審査する。
 (2) 各審査委員及び事務局は、次に定める審査項目について採点する。

| 審査項目 | 評価者 | 評価方法 |
|----------|-------|----------------|
| 1 基本項目 | 事務局 | 提案書 |
| 2 企画提案内容 | 各審査委員 | 提案書及びプレゼンテーション |
| 3 価格評価 | 事務局 | 計算式により評価点を算出 |

- (3) 業務委託に際しては、原則として企画提案された内容を実施するが、業務の遂行に必要な具体的条件など詳細については、企画提案書の内容をもとに静岡県と候補者が協議して決定するものとする。

2 審査項目及び審査基準

| 審査項目 | 審査基準 | 審査の視点 | 配点 |
|-------------------|--------|---|-----|
| 1 基本項目 (25点) | 基本要件 | 本業務の目的及び内容を理解し、仕様書の要件を満たしているか。 | 10点 |
| | 実施体制 | 連絡調整を確実に実施できる組織体制を備え、円滑かつ柔軟な業務運営が行われることが見込まれるか。 | 5点 |
| | 実績 | 他自治体又は民間企業において類似業務を受託した実績が確認できるか。 | 5点 |
| | 社会的取組等 | 静岡県公契約条例の基本理念等（※）に則して、「えるぼし認定」、「くるみん認定」及び「健康経営優良法人認定制度」等の認定を取得しているか。 | 5点 |
| 2 企画提案内容 (65点) | 企画力 | 県における業務改善の進め方として現実的な企画となっているか。 | 10点 |
| | | PBLを効果的に実施するための独自提案や工夫や見られるか。 | 10点 |
| | 業務内容 | PBLを始めるにあたっての基礎知識の習得又は復習のステップは、PBLに必要なデジタルリテラシーを受講者が効果的に習得できるものとなっているか。 | 5点 |

| | | | |
|---|---------------|---|------|
| | | ワークショップの実施方法は、受講者がPBLを円滑かつ効果的に進めることのできる内容となっているか。 | 10点 |
| | | 伴走支援の実施方法は、受講者がPBLを円滑かつ効果的に進めることのできる内容となっているか。 | 10点 |
| | | PBLの学習効果を受講者に定着させ、研修終了後に自走可能となる実践力が養える内容となっているか。 | 10点 |
| | | 講師予定者の経験、専門能力や指導能力は適切か。 | 10点 |
| 3 | 価格評価 (10点) | 評価点 = 10点 × (1 - 見積額 ÷ 提案上限額) | 10点 |
| 計 | | | 100点 |

※事業者等を守り育てる静岡県公契約条例（令和3年3月26日静岡県条例第25号）第3条（基本理念）及び第6条（取組方針）等を参照のこと。

<参考URL>

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/zaiseisuito/suito/1030352.html>

【配点】

※配点が10点の項目は、下記の評価点を2倍換算する。

| 評価点 | 採点基準 |
|-----|----------------------------------|
| 5 | 特に優れている（委託の趣旨以上の効果が期待でき、特に評価できる） |
| 4 | 優れている（委託の趣旨以上の効果が期待できる） |
| 3 | 普通（委託の趣旨に合致している） |
| 2 | 劣る（委託の趣旨を一部満たしていない） |
| 1 | 著しく劣る（委託の趣旨を満たしておらず、効果が期待できない） |